

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	JR吹田駅周辺の屋外広告物の指導状況などについて	<p>中核市移行により、屋外広告物法による事務権限が吹田市に移行されています。そこで、指導状況などについて質問します。</p> <p>1.屋外広告条例違反について 道路上の広告物以外の違反を確認した件数と指導状況を教えてください。</p> <p>2.片山町〇〇の屋外広告について JR吹田駅前のバスロータリーに面する巨大な屋外広告は、市として認識し許可を出したのでしょうか？</p> <p>3.片山町〇〇の自動販売機の屋外広告について 自動販売機直上に黄色く巨大な屋外広告が掲示されているが、市として認識し許可を出したのでしょうか？</p> <p>4.LINEの通報機能の対象について LINEから道路上の立看板・広告旗・はり紙・はり札を通報する機能があります。これは、とてもよい機能です。しかし、条例違反の壁面広告などを通報する方法がありません。これら条例違反の通報を可能にする改修をお願いいたします。</p>	<p>1について 道路上の広告物以外の違反件数につきましては、把握できておりません。屋外広告物に関する指導状況につきましては、平成30年度に市域の一部において屋外広告物の実態調査を行った際に、許可申請がなされていない屋外広告物が多く確認されたことから、当室では令和2年から、国が定める「屋外広告物適正化旬間」などの機会を捉えて、屋外広告物の設置者に対し、申請に関するチラシの配布などの啓発活動を行っております。引き続き適正な屋外広告物となるよう取組みを行ってまいります。</p> <p>2及び3について 個々の屋外広告物の許可申請の有無については回答いたしかねますが、ご指摘の屋外広告物が未申請である場合には、設置者に対し指導を行ってまいります。</p> <p>4について いただいたご意見を参考にさせていただきます。 お手数ですが、条例違反の屋外広告物等につきましては、メール等で情報を当室にお寄せいただきますようお願いいたします。</p>	都市計画室	R5.8.21	R5.9.1
2	続-51。吹田市HP。『平和祈念資料館のアクセス他の表記が必要』	<p>・平和祈念資料館のサイト(Top頁)の最下段には、住所・電話番号・休館日・開館時間・地図などの情報がまったくありません。 千里ニュータウンに居住されている方は、知っておられるのかもしれませんが… ⇒添付画像参照願う。</p> <p>・吹田市に転入された方、新しく吹田市に通勤される方・大学生から見れば、サイトの最下段の市民部 人権政策室の吹田市泉町1丁目3番40号を訪ねられるかもしれません。 また車で来られる方の事を考えた場合、地図が必要。</p> <p>・来館者の人数を教えてください。2023年1～8月。定期的な映画への来館者を再掲で教えてください。 ※人事室・広報課へ供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>・平和祈念資料館の所在地、開館時間等の項目を追加し、わかりやすく改善いたします。今後とも、わかりやすいホームページとなるよう努めてまいります。</p> <p>・平和祈念資料館の来館者数につきましては、集計済の令和5年1月から7月までが3,172人です。うち、定期的な映画への来館者は把握しておりませんが、映画会入場者数は1,045人です。</p>	人権政策室	R5.8.21	R5.9.1
3	府営吹田藤白台住宅3棟付近での喫煙について	<p>8月27日14時05分頃、府営吹田藤白台住宅3棟の近くのベンチ(ロータリーの近く)で60～80代くらいのタンクトップの男が喫煙をしていた。 おそらく恰好からここに住んでいる者と思われるので、特定して指導し、さきほどの案件と同様、エントランス掲示板と回覧でも周知徹底をお願いします。</p> <p>府営3棟には現在、禁煙についての回覧が全く来ておりません。これでは意味がありません。自治会が率先して禁煙活動に尽力し、スモークフリーすいたを実現すべきです。</p>	<p>御連絡いただいた内容について、自治会に報告させていただきました。 議題に挙げ、掲示板・回覧で周知を行うかどうかについては、自治会で判断していただく内容となります。</p>	市民自治推進室	R5.8.28	R5.9.1

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	続-46。吹田市HP。8月18日のタイトル『【5月15日開店】チャレンジショップ9期生「麺や山下」』の改善提案他。	<p>・このタイトルでは、地域経済振興室の方が、なぜ市HPに掲出されたのかが分かりません。冒頭に掲出目的(メニューの追加なのか、再掲での利用促進なのか)を記載されたら分かり易い。</p> <p>・5月10日に開店案内をHPに掲出されており、タイトルに変化が無く新鮮味が無ければ、スルーされる可能性が大。</p> <p>・吹田市に転入された方、新しく吹田市に通勤される方・大学生から見れば、「チャレンジショップって何?」「【5月15日開店】って今頃の掲出に何?」</p> <p>⇒[仮案]『起業家を支援。チャレンジショップ9期生「麺や山下」。出店者のコメント、メニューの追加』</p> <p>・地域経済振興室の方のチャレンジされている方への応援の姿勢が私には、見えて来ません。</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>新着更新情報のタイトルにつきましては、以前の更新内容を掲載してしまっていたため、更新内容がわかるよう修正いたしました。</p> <p>分かりづらいタイトルとなっており、申し訳ございませんでした。</p> <p>また、御指摘いただいた通り、当該ページにチャレンジショップとは何かという説明が無く、分かりづらい状態となっていたため、当該ページ内にチャレンジショップの概要説明ページのリンクを掲載いたしました。</p>	地域経済振興室	R5.8.21	R5.9.4
5	続-48。吹田市HP。8月10日のタイトル『障害者総合支援法による障がい福祉サービス』のタイトルの改善提案他。	<p>・サイトを見ると、「サービス等利用計画」「障がい児支援利用計画」「サービス利用負担」「利用するサービスと相談支援」「手続き」…など多くの項目がありました。</p> <p>⇒[仮案]『障害者総合支援法による障がい福祉サービスの概要、利用案内』</p> <p>・サイトの右上に「更新日 2023年8月10日」の表示が有り、またサイトには多くの項目が有り、“更新”…であるので有れば、以前との変更点の概要をサイトの冒頭に記載してあげれば、利用者・支援者は分かり易いと思います。</p> <p>⇒現状では、更新内容の把握をするには、全ての項目のチェックが必要です。</p> <p>※障がい者の関連事業所、対象となる市民の方は、このサイトの内容ではサービスの変更点の把握が困難です。</p> <p>・福祉部障がい福祉室は、「再周知」ならば、“再掲(再周知)”の文字が必要。⇒変更点が無く従前通り…と分かり易い。</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>御指摘がありました「障害者総合支援法による障がい福祉サービス」のタイトルにつきましては、御提案いただきました「障害者総合支援法による障がい福祉サービスの概要、利用案内」の方が記載内容を理解していただけやすいと考えましたのでタイトル変更をいたします。</p> <p>また、今回のページ更新につきましては、追加で記載した箇所が発生した更新でしたので、該当箇所に追記と記載いたします。</p> <p>今後も、市民の方が分かりやすいホームページの作成に努めて参ります。</p>	障がい福祉室	R5.8.21	R5.9.4
6	続-47。吹田市HP。8月18日のタイトル『令和5年度吹田市地域防災総合訓練』の改善提案他。	<p>・このタイトルでは、訓練の計画内容の紹介なのか、実施済みなのか、訓練への体感参加の案内なのか…が分かりません。</p> <p>⇒[仮案]『令和5年度吹田市地域防災総合訓練(千里北公園で消防、自衛隊、警察などと)。9月2日(土)体感型防災アトラクションなど』</p> <p>・子どもさん達は、動く車に非常に関心が有ります。タイトルの具体化により親子連れによる参加者増が考えられ、市民の防災意識の高揚が期待できます。</p> <p>・多くの関連団体の参加もあり、来場者が多いと張り合いが有ります。</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、情報発信の参考とさせていただきます。</p>	危機管理室	R5.8.21	R5.9.8

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	吹田市は、市域における節目となる出来事の広報はどのようにされるのでしょうか？	<p>2023年の8月がもうすぐ終わります。今年も残り4か月余り。下記の節目となる出来事についてのニュースやイベントの情報が有りません。一般的に10年を節目として、関連するニュースが発せられます。8/26に市報9月号が届きましたが、何の記述も有りません。</p> <p>私の若い頃には、毎月の市報に吹田市の歴史の写真と記事が掲載され、歴史に興味をもちました。</p> <p>1) 1873(明治6)年-第一番小学校(千里第一小学校の前身)が開校。⇒150年目</p> <p>2) 1923(大正12)年-吹田操車場が操業開始 ⇒100年目</p> <p>3) 1953(昭和28)年-初代市民病院開院(出口町) ⇒70年目</p> <p>4) 1953(昭和28)年-新田村下新田区域が吹田市へ合併 ⇒70年目</p> <p>5) 1963年(昭和38年)吹田市役所-新庁舎(低層棟)完成。※木造庁舎の一部が焼失(1955年)。⇒60年目</p> <p>6) 1963年(昭和38年)京阪神急行電鉄(阪急)の千里山駅-新千里山(南千里駅)間が開通。⇒60年目</p> <p>※1973年、それまで略称だった阪急電鉄に社名を変更。</p> <p>・身近な歴史・出来事を知る事により、先人の苦勞・努力・功績が分かり、吹田市への愛着の気持ちが沸きます。</p> <p>・吹田市は、近代史を含めて子々孫々伝える役目が有ると思います。また定年退職をされた方々の散歩のコースにも。健康年齢の延伸にも効果があるかも…。</p> <p>※人事室へ供覧願います。</p> <p>関連画像は、別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>市報には、主に市政情報など市民の皆様が発信すべき内容を限られた紙面のなかで掲載しています。</p> <p>いただきました要望をはじめ、市民の皆様のニーズを踏まえながら、今後も様々な情報発信に努めてまいります。</p>	広報課	R5.8.28	R5.9.11
8	府営吹田藤白台住宅3棟エントランスから藤白台1丁目交差点の歩道にかけての歩きタバコについて	<p>8月27日6時40分頃、府営吹田藤白台住宅3棟エントランスから藤白台1丁目交差点付近までの歩道にかけて上は黒のタンクトップ、下は青の半ズボンの20~30代くらいの若者が歩きタバコをしていた。</p> <p>3棟から出てきたので住人と思われる。</p> <p>その後歩道で犬を連れた人など数人がいたがみんなこの非常識な若者の行動をじろじろ見ている。</p> <p>歩道から道路を渡ったので北消防署方面に歩いて行ったと思われる。</p> <p>最近、このような者は見たことがない。もし新規入居でさらに独居なら若者は基本的に障がい者しか入居できないはずだからすぐに特定出来る。そうでなくとも若者の入居は少ないので3棟を中心に入居者情報から当該行為の人物を特定、嚴重注意願います。</p> <p>最近本当に違法迷惑喫煙が多くて困っている。</p> <p>エントランスの掲示も先日の台風で飛んでしまったので張り紙の再掲示、また吹田市内全域で歩きタバコ禁止ということを3棟の住人への回覧で周知徹底願います。</p>	<p>ご指摘箇所付近の公道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.8.28	R5.9.11

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9	新芦屋と山二の連合(防災)自治会看板の件	<p>私は定年退職後に朝等時間を、みつけ新芦屋で花管理等の自主ボランティアを開始して約2年まだ中々、協力が募れません。 市の認める5人以上の活動団体は地域背景か、困難状況です。 現在まで、今夏は吹田市のシンボリックな花、草木の中に開墾し、向日葵とか花壇整備中。 今回、新芦屋と山二の連合(防災)自治会看板が新芦屋上〇〇のこの空地に8月30日突然設置され、驚いています。量1量位の遠方〜も目立つ物です、市の景観条例の適合は？大丈夫なの？ 近頃、クレーマー的に、市が、窓口にしている新芦屋の〇〇自治会長には何時も私の話は透かされるようになり、道路室の、〇〇さんには勝手な事はしないでと何時も不法占拠等の脅しを私が受けてるのに、市側との談合的な自治会とは密約的に事を進めてるのにはがっかりしました。 当該地、新芦屋上〇〇付近の空地、消防署からも向日葵が咲いた途端に防火水槽用の水栓である事で元を止められ、市の内部的な理由で花壇管理も邪魔され、(水道事業は有料で消防も負担)以前もホースがあり、マンション管理組合等が使用されていた形跡私を通りがかりの老人に頼まれたりして、ボランティア募集ラミネートや置いたベンチとかも不法占拠だからと勝手にもらしい理由で道路室から直ぐに撤去の命令。(喜んでいた人も、結構いたのに必要なら、市民の寄付よりも市で設置が優先?!) 峠の休憩 要望のあるベンチでなく、談合的に天下り自治会と役所で相談した物は、断りも必要無いからと優先設置するやり方には不満はありますが、設置された大看板は非常に目立つ位置にあるので、皆さんが望む形で防災や里親募集(草刈、清掃、花等)の看板に使用されるならば納得はいくものです。 私も、同じ市民、人間であるので、まともな対応をお願い致します。(誠意は見せなくとも)私の相談は無視して、自分たちの仕事は勝手に進めても何の悪意も感じてなさそう。 道路室で、管理してるマンション管理から官民境界暫定の空地だからと、こんなやり方を、此れからも続けられたらたまりません。 後藤市長や土木部幹部にも宜しくお伝えください。 吹田市は此れから万博公園の再開発にも、力を入れ、再開発の千里丘駅〜スタジアム方面へのサポーターや観光客の利用増も、期待されている所もあると思います。 何卒、昔は毎日放送、ヤマハ、今は、ミリカに繋がる道の対応にご理解を宜しくお願い致します。</p>	<p>個別の看板(屋外広告物)に関する各法令等への適合についてはお答えいたしかねますが、お尋ねの自治会看板につきまして、景観まちづくり条例をはじめとする関係法令への適合を確認いたします。</p>	都市計画室	R5.9.1	R5.9.11
10	市民体育祭への参加方法	<p>王子住宅自治会は本年度より西山田地区自治団体協議会への参加を見合わせております。 本年度の市民体育祭が開催予定とのお話は連合自治会への参加見合わせの為か、王子住宅自治会への連絡がありません。 市民体育祭は市民が全て参加可能なイベントと認識しております。どちらに連絡を入れれば参加可能となるのかお教え下さい。</p>	<p>西山田地区市民体育祭は、10月15日(日)(予備日:10月22日)8時30分〜13時に西山田小学校運動場で開催予定です。 西山田地区市民体育祭運営委員会では、連合自治会にご参加されていない方に対して、フリーという枠を設けているとのことです。受付をして、ご参加ください。 また、今月末までに体育祭のプログラムが配布予定と聞いております。</p>	文化スポーツ推進室	R5.9.11	R5.9.11
11	ゆらら藤白台バス停の車道に段差ができていて危ない、自転車で転倒しそうになった	<p>本日、ゆらら藤白台の自販機に飲み物を買いに自転車で行くところロータリーの車道がガタガタでバス停のところに段差があることに気づかず転倒しそうになった。 写真を撮影したが、写真で見ると限り1cm弱ありそうな段差。 危険なので早急に補修をお願いします。</p>	<p>ご指摘いただきました段差の箇所ですが、補修作業を実施いたします。</p>	道路室	R5.9.4	R5.9.12

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12	続-52。吹田市HP。『令和5年住宅・土地統計調査他』の掲出が必要	<p>国が行う統計調査で「9月上旬に、国が指定する地区内の全世帯に、統計調査員が調査のお知らせを配布」との事ですが、吹田市HPへの早期掲出が必要。9/10現在未掲出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吹田市報の9月号に概略の案内記事がありますが、1/6頁の少スペースの内容では不十分。</li> <li>・Yahooで「住宅・土地統計調査」を検索すると、全国の多くの市町村がHPに掲出。</li> <li>・土地調査員証・立入検査証を紛失している自治体が、既に4市有ります。統計調査員を装った「かたり調査」に悪用の恐れも考えられます。世帯の構成や年間収入。住宅に関する事等、個人情報の記載項目が有り、調査対象者以外にも速やかな情報提供・周知が必要。</li> <li>・統計局ホームページの調査内容・提出方法(ネットでも可)お知らせ(動画)のリンクの貼付けもされたら・・・</li> <li>・吹田市の調査対象世帯数を教えて下さい。概数でも可。</li> </ul> <p>※危機管理室、広報課へ供覧願います。</p>	<p>市ホームページへの掲出が遅れており、申し訳ございません。令和5年住宅・土地統計調査のページを公開させていただきました。当該ページの作成は行っておりましたが、未公開状態であったため公開が遅れたものです。御指摘いただきありがとうございます。</p> <p>ページ作成後の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p> <p>また、市報による広報につきましては、わかりやすく周知ができるよう紙面の確保に努めてまいります。</p> <p>本調査の調査対象世帯については、概ね7,000世帯となります。</p> <p>また、調査員証の紛失については、調査員へ注意喚起を行い、調査員証や調査書類の紛失や事故等がないように努めております。</p>	総務室	R5.9.11	R5.9.13
13	続-53。吹田市HP。『「救急の日」及び「救急医療週間」』の掲出が必要(来年から)。	<p>【A】9月9日は「救急の日」とされており、多くの自治体でHPに掲出ならびに救急医療について正しく理解し知識を深めてもらおうと救命処置(AED取扱いを含む)などを学ぶ救急フェアを開催されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒添付画像-1。藤沢市では市民160人参加。</li> <li>⇒添付画像-2。大分市では小学生がペットボトルで救急救命措置を学ぶ。</li> </ul> <p>・吹田市HP(Top頁)の到着情報の8/25～9/10の間に掲出されていません。</p> <p>・吹田市HPで「救急の日」を検索すると、9月1日に消防本部のサイトに掲出されておりました。</p> <p>【探査手順】吹田市HP(Top頁)⇒安心・安全⇒消防本部⇒消防本部からのお知らせ⇒救急に関するお知らせ⇒救急の日及び救急医療週間</p> <p>※全国的な節目となる日は、吹田市HP(Top頁)に掲出をされて、市民の目に触れ易くされたら良いと思います。</p> <p>【B】救命講習会【令和5年度】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイトの更新日は9月1日となっておりますが、吹田市HP(Top頁)の到着情報に掲出されていません。</li> <li>・サイトを見ますと、多くの講習を開催・企画されていますが、現状では市民の目に触れる機会が少ないです。</li> <li>⇒[提案] 月度単位で講習日程を吹田市のHPに掲出。加えて吹田市のHPのイベントカレンダーにも掲載をされたら良いかと思えます。</li> </ul> <p>※吹田市は2008年に「安心・安全まちづくり宣言」をされて、15年が経過しております。市の幹部・職員、企業、市民などの救命の知識・意識・技術の向上のためにも周知方法の改善を要望。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吹田市は、吹田市の職員の救命講習の受講済み者の把握・管理をされていますか。</li> </ul> <p>私がサラリーマン時代には、消防署の協力を得て講師の派遣要請。労務管理の中で個体把握、未受講者の勤務配慮も考えて受講の慫慂をしていました。</p> <p>PS;吹田市は全国的な節目の「救急の日」には、市民参加型の講習会を企画されませんか。</p> <p>※危機管理室、広報課、人事室へ供覧願います。</p> <p>関連画像は、別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>・「救急の日」「救急医療週間」等消防が発出する内容につきましては、各行事等ごとに内容を検討し、既存のホームページへの適切な掲載を図るほか、「救命講習会」の開催日程も併せて、イベントカレンダーや到着情報に適宜掲出し、市民の皆様・市職員の目に触れる機会を増やすよう改善させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吹田市職員の救命講習受講済み者の管理はしておりません。</li> </ul> <p>なお、令和5年度から令和6年度にかけて、吹田市全職員を対象とした簡易救命講習を実施する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吹田市では「救急医療週間」の時期に「みんなの健康展」が開催されており、消防本部の展示ブースでは、誰でも簡単に救命処置を模擬体験できるよう訓練人形を配置し、消防職員による実技指導を行っています。</li> </ul> <p>また、令和4, 5年度は「救急の日」に受講者公募による救命講習会を開催いたしました。</p>	警防救急室	R5.9.11	R5.9.13

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14	王子公園への防災倉庫設置に關わる建築確認申請	<p>王子住宅自治会では王子公園に防災倉庫を設置する計画を起ていまして、危機管理室に申請書を提出しました。</p> <p>また、同地点は公園みどり室も立ち会って場所が特定しております。</p> <p>倉庫は一般販売している既製品で10㎡以下の面積の物ですがこの設置に関しては建築確認申請が必要と開発審査室への電話問合せで口頭で回答を得ています。</p> <p>住民に対して、どのような規約でその様な手続きを経なくてはいけないのか説明が必要ですので。文書で回答をお願いします。</p>	<p>建築基準法第6条により、建築主が建築物を新築しようとする場合は、確認申請書を提出して、確認済証の交付を受けなければならないとされています。建築物の定義としては奥行が1mを超えるのもの又は、高さが1.4mを超えるものが該当します。</p>	開発審査室	R5.9.11	R5.9.13
15	片山町1-7 JR西日本敷地内の産業廃棄物保管について	<p>片山町1-7 JR西日本の管理下にある敷地内で産業廃棄物と思われる物品の保管が確認されております。場所は、ブーメランストリートの横断歩道の正面です。廃棄物は、動物の檻やガラクタのようにみえます。この物品が公道からも視認可能であり、景観への影響が懸念されます。</p> <p>まず、この場所が産業廃棄物の一時保管場所として正式に届け出られているのか、確認をお願いいたします。届け出がない場合や、不適切な方法での保管が確認された場合には、他の場所でも不法な廃棄物の持ち込みが増加する可能性が考えられます。このような事態を防ぐため、適切な指導と改善の推進をお願い申し上げます。</p> <p>また、これらの廃棄物がJR西日本が搬入したものでない可能性も考慮し、第三者による不法投棄の疑いも排除できない状況です。そのため、府警等の関連機関との連携を強化し、定期的な見回りや取り締まりの実施をお願いいたたく存じます。</p>	<p>9月12日、通報現場にて敷地内に小型動物用のキャリーケース、ブルーシート及び廃棄物の入った土のう袋を確認しました。当該敷地の所有事業者である西日本旅客鉄道株式会社の担当部署に連絡したところ、当該敷地への不法投棄であることがわかりました。当課からは、土地所有者として当該廃棄物の処分及び外部からの投棄を防止する対策を指導しました。その後、廃棄物の処分、今後は投棄防止に係る看板等を立てるなどして対応するとの回答がありました。</p> <p>事業者から当該廃棄物を処分した連絡を受けた後に再度現場へ赴き、廃棄物はなくなったことを確認しています(9月13日)。</p> <p>なお、本案件については吹田警察署へも情報共有しています。</p>	環境保全指導課	R5.9.11	R5.9.14
16	子供の塾習い事に関して	<p>隣の大阪市は、塾代助成所得制限撤廃だそうです。吹田市は塾代助成もありません。塾代に13,000円はかかります。3人子供がいます。とても下の子達には塾に行かせてあげる余裕はありません。</p> <p>どうか塾代助成を考えていただけませんか？住んでいる場所によって、子育て支援が違うのはどうかと思ひます。大阪市だけの子供たちだけが優遇され、習い事ができるなんて。なんだか辛いです。</p> <p>吹田市は子育てに優しいということで住んでいたのですが、これでは大阪に引っ越そうかと思ひます。周りの保護者も言っています。検討宜しくお願いします。</p>	<p>大阪市習い事・塾代助成事業とは対象範囲等は異なりますが、本市においても令和6年度からの習い事(学習塾含む)の費用に対する助成事業の実施に向けて、準備しているところです。</p> <p>なお、本事業での助成対象は、生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯の、小学5年生から中学校3年生までの習い事に係る費用となります。</p> <p>これは、令和4年に実施した「吹田市子供の生活状況調査」において、「経済的な理由で子供を習い事に通わせることができなかった」と回答した割合が困窮世帯ほど高く、学校外での体験活動について世帯収入による格差が見られたことを踏まえ、助成対象を設定したものです。</p>	子育て政策室	R5.9.11	R5.9.15

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	マイナンバーカードの表記について	<p>いつもお世話になっております。職員の姿勢に疑問があり、メールしております。先日作成したばかりのマイナンバーカードに電子証明書の期限をマジックで手書きされたことについて質問があり、フロア担当の方に口頭で案内された申請窓口に向いました。その場の方に説明したあとお一人出てこられ、予めクレームをガードするようなましく立ての話と、質問を確認せずひたすら制度について説明し続ける態度に閉口しましたが、一旦伺いたい内容と違う旨を伝えました。</p> <p>私は怒っていませんでしたが、あまりにも自分たちは間違っていない、言ってくるのほうがおかしいと言わんばかりの言い方に嫌な気持ちがおさまりません。これから何年も使用する新しいカードに、私としてはマジックで書いてなどほしくなかったが勝手に書かれた。</p> <p>その方の(〇〇氏、名前は言いたくないが当該者以外には関係ないことでもあるため記入します)説明では、他の行政は書いてないこともあるが吹田市では書くのが当たり前、他の人にも書いてある、きれいに書いてある方だという主観、消したいなら今から消しますよ、消しますか、自分でも消せませんよ、とのこと。そもそも書いたのは忘れる方が多いからという理由らしいが、更新は通知で来るでしょうと何うと、それでも忘れる方が多いからの理由。もうとにかく、吹田市のやり方にケチつけるなど言っておられるようで、何がしたいのか理解しようとしれないのがわかったので、もう結構と伝え、ここで申し訳ありませんでしたの言葉。謝るとこ違いますね。とにかく本人に正確に話も聞かず、間を繋いだ人から聞いていないから私はわかりませんとおっしゃるところが、もう結構なところだとなぜわからないのか。自分は悪くないオーラを放って気持ちが悪いです。立たせたまま(防犯カメラみてください)、まるでクレマーの扱い方をされ、寄り添いも何も無い(御本人にもいいましたが)。嫌な気持ちになりましたよね、の一言は言っていないマニュアルでもあるのでしょうか。誰もそんなことは言ってきてない、あなただけと言われましたが、言ってくる私がおかしいと、ご自分の主観のみでこの方はおっしゃっておられません。同居している人のマイナンバーカードにはそんな雑な記載はないと伝え、吹田市民じゃないからですとおっしゃる。</p> <p>吹田市民です、同居し、税金も払っています。同居していると伝えているのに、不法に住んでいるとでも言いたいのでしょうか。</p> <p>来月から市内に勤務が決まっていますが、とにかく今後は可能な限り行政窓口に関わらない方法で手続きしたいと思いました。世の中も人手不足でそういう流れになっているけど、最後は人ですよ。</p> <p>このメールは、読み返さず送ります。</p> <p>ありきたりの文章で回答されても良い気分にはなりません、SNSなどで問わず、正式に苦情を申し上げます。</p>	<p>本日は、マイナンバーカードのお受け取りにご来庁いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>本来、市民の方に寄り添い、お話をきちんとお聞きした上で、親切・丁寧な対応をさせていただかなければならないものと考えております。お話をきちんとお聞きしないまま、一方的に説明を続けるような対応により、不快な思いをさせていただきましたことを深くお詫び申し上げます。</p> <p>今回は、委託事業者による対応でしたので、委託事業者に伝え、周知と指導いたしました。また職員についても、市民の方に寄り添う姿勢と市民の方にご満足いただけるような窓口対応となるよう、指導・研修を徹底して参ります。</p>	市民課	R5.9.15	R5.9.15
18	北千里駅の路上喫煙禁止区域での迷惑喫煙について	<p>9月3日15時50分頃、北千里駅のアルカ薬局前の花壇の前のベンチ付近で上は白、下はベージュのズボンで黒いカバン所持の白髪で眼鏡をかけた60～70代の男が喫煙していた。</p> <p>北千里駅周辺は路上喫煙禁止区域であり、この男はたまに見る常習迷惑喫煙男だ。</p> <p>私が動画を回すと男が喫煙をやめたことから、やっではないけないことという認識があるようだ。</p> <p>当該ベンチ付近に通行人から苦情が来ているので禁煙の張り紙をお願いします。</p>	<p>ご指摘の箇所につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考にさせていただきます、不定期ではありますが巡回を実施いたします。</p>	環境政策室	R5.9.4	R5.9.19

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	ゆらら藤白台やピアノ池付近での常習的な速度違反について	<p>ゆらら藤白台ロータリーから藤白台1丁目方面に下る制限40キロの市道と北千里駅方面から来てピアノ池に並行する制限30キロの市道(北千里高校の生徒がよく利用する道路)は、車やバイクの速度違反者が後を絶たない危険な道路である。</p> <p>まずロータリーの方は抜け道ができてからほぼ利用していないが、利用するときは時速35~40キロほどで下っていても後ろから猛スピードで車が迫ってきてクラクションで煽ってきたり、ときには暴言を吐いてきたりとめちやくちやだ。</p> <p>ロータリーを下ってくる時点で、1丁目の元B-35棟などの府営住宅の住人であることは明らか。このあたりの住人の質は悪い、最悪だ。数年前にも意見しているが400ccくらいのバイクがとんでもなくゆっくり走行していてその後1台の車が猛スピードでバイクを追い越していったことがあった。私も以前、通勤時間帯にこの道路を下っていて自動車からあおり運転を受けて暴言を吐かれている。</p> <p>ピアノ池の方は私が自転車で時速30キロほどで走っていると追い越されることが日常茶飯事。制限速度が30キロなのにだ。</p> <p>道路事情についても、子どもを乗せた大人自転車や小学生くらいの子供が単独で車道を走っていたりするので非常に危険。</p> <p>もともとピアノ池の道路は歩道がなかったこともあり、歩道が狭く自転車の通行に適さない。</p> <p>さらにロータリーの方は下り坂になっていて特に車が飛ばしている。</p> <p>警察は点数稼ぎしやすい府道119号ばかり重点的に取り締まりをしているようだが、生活道路の違反も重点を置いて取り締まってほしい。ちなみに余談だが、ピアノ池の方の道路は警察のバイクでさえ速度違反をしている。白線の動きから見ておそらく時速50キロほど。</p> <p>吹田警察は認めようとしませんが、私のドラレコにはっきり映っている。</p>	<p>ゆらら藤白台やピアノ池付近での常習的な速度違反について、吹田警察署に頂戴したご意見を申し伝えるとともに、取締り及びパトロール等について要望いたします。</p>	総務交通室	R5.9.4	R5.9.19
20	北千里高校の生徒の自転車マナーについて(また昔に戻った)	<p>最近、北千里高校の生徒の自転車マナーが本当にひどい。日常的に指導しているレベルとは到底思えない。</p> <p>以前意見を送った後は指導を行い、基本2列以下になって走っていたが(違反に変わりはないがまだマシ)最近4~5列で並走するのを頻繁に見るようになった。</p> <p>しかもその状態で対向車線にはみ出し逆走もしている。</p> <p>女子はまだマシに思えるが、男子が本当にひどい。あまりにひどいのので最近動画を撮影したがこのときは5列で並走していたようだ。</p> <p>北千里高校の生徒に再度自転車マナーの徹底指導をお願いします。</p>	<p>北千里高校の生徒の自転車マナーについて、北千里高校に頂戴したご意見を申し伝えるとともに、自転車の運転マナーについて指導するようにお伝えいたします。</p>	総務交通室	R5.9.4	R5.9.19
21	16日12~13時頃ゆらら藤白台付近での事故?について	<p>いったい何だったのでしょうか?16日の12時~13時(正確な時間は忘れましたが)車がドリフトするようなタイヤが鳴る音がしてその後バーンという音が聞こえました。ゆらら藤白台あたりかと思うのですが、ドリフト族による事故なのでしょうか?</p> <p>もしそうだとしたら危険極まりないので警察による検挙をお願いします。</p>	<p>本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.9.19	R5.9.19
22	千里山の歩道脇のキノコについて	<p>いつも市民の意見を聞いてくださりありがとうございます。</p> <p>スギ薬局千里山店の道路挟んで向かいのフェニックスの、向かって右手の大きな木(階段右側の木)の下に、白い大きなキノコが2本生えているのを見ました。</p> <p>危険なキノコかわかりかねますが、地域の子供達がよく通る場所ですので、点検と、除去や対策をお願いできますと幸いです。</p>	<p>本件は、国に係る事案ですので、総務省へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.9.19	R5.9.19

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
23	北千里駅周辺の府営吹田藤白台住宅3棟敷地内での歩きタバコについて	<p>9月18日16時24分頃、府営吹田藤白台住宅3棟敷地内エントランスからスロープにかけて上は白Tシャツにグレーの上着、下は黒で黒い肩掛けかばんを所持、白い靴を履き、眼鏡をして帽子をかぶった60～80代くらいの男が歩きタバコをしていた。</p> <p>この男は私がエントランスにいると掲示板をじーっと見て怪しかったのでマークしていたところ突然歩きタバコを始めたので証拠動画を撮った。最近本当にひどいので、このような事案が1件も起きないようにスモークフリーすいたに向け広報活動等していただきたい。</p> <p>府営3棟の掲示板は掲示物がほとんどはがされた状態であり、この男は喫煙についての掲示がないので喫煙してもいいと解釈して喫煙を始めたと思われる。</p> <p>府営住宅内禁煙(市内全域歩きタバコ禁止)の旨の再掲示をお願いします。</p> <p>集合住宅内で歩きタバコが今月2件だ。本当にひどくモラルも低下している。</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.9.19	R5.9.19
24	公務員の仕事内容	<p>先日、国民健康保険課より督促状が届きました。内容は1年以上前の保険料で分割払いでの残りの金額が支払われていない、という内容。私にはその支払いに関する「納付書」も渡されておらず、督促状が届くまで何の連絡も全くなかった為、未納金額があるとは夢にも思っていませんでした。</p> <p>「どうして1年以上たってからじゃなく未納がわかった2～3ヶ月で何らかの連絡くれなかったのですか？」と尋ねると「こちらは忙しいから2～3ヶ月で調べるのは無理」と3回くらい返答あり。</p> <p>はっきり言って呆れました。民間では絶対に考えられないことです。</p> <p>こちらは「未納金を支払いたくない」で電話したのではなく「どうして1年以上たってからしか連絡できないのか？」のクレームだったのですが「忙しいから無理」との回答が余りの常識はずれの為、あきれて「もういいわ」になりました。</p> <p>公務員さん、しっかり仕事して下さい。その回答は「私は仕事してません」と言ってるのと同じで民間企業では考えられない回答ですよ。</p> <p>とりあえず未納金は本日、振り込みました。</p>	<p>国民健康保険料につきましては、吹田市国民健康保険条例により納期限が定められており、納期限までに納付されないときは、吹田市債権管理条例により納期限後30日以内に督促状を発送することとなっております。</p> <p>督促状の発送から10日を経過しても納付されない場合には、徴収職員は滞納者の財産を差押えなければならないこととなっております(国税徴収法第47条)、職員の裁量による納付書の分割や、納付書の期限延長は本来できないこととなっております。</p> <p>しかし、納付義務者様におかれましては諸般の御事情が有られることから、状況によっては、御本人様の申出による分割納付を便宜上の処理により承っている場合がございます。</p> <p>〇〇様につきましては、御本人様の分納誓約に基づき納付書を発行させていただいたものであり、お渡した納付書を全て納付された後の残額について御本人様から再相談いただくこととなっておりますが、再相談がなかったため催告を行ったものです。</p> <p>なお、分納の納付書は、その時の状況に応じた暫定的な金額としているため、一般的に半年分以内の納付書発行とさせていただいております。納付もなく再相談もされていない方につきましては、順次確認し催告や滞納処分を行っている次第です。</p>	国民健康保険課	R5.9.8	R5.9.22
25	JR吹田駅周辺の屋外広告物調査の件	<p>先日、JR吹田駅周辺の屋外広告物の許可状況についてお問い合わせさせていただいた者です。</p> <p>下記回答、ありがとうございます。</p> <p>&gt;個々の屋外広告物の許可申請の有無については回答いたしかねますが、ご指摘の屋外広告物が未申請である場合には、設置者に対し指導を行ってまいります。</p> <p>今回の問い合わせをきっかけに、未申請かどうかの調査、および、未申請であった場合の設置者に対する指導と罰則を進めていただけることと存じます。</p> <p>市民の1つ1つの意見に対して真摯にご回答いただけていること、暮らしやすい市のために不適切な広告物の排除の活動を進めていただけていることに、感謝申し上げます。</p> <p>今後も、景観維持のために、積極的な活動を期待しております。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>	<p>本市の景観・屋外広告物行政に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。良好な景観の形成と風致の維持、また公衆に対する危害の防止のために今後も努めてまいります。</p>	都市計画室	R5.9.11	R5.9.22

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
26	<p>続-56。9/11掲出の吹田市HP。『マイナンバー(個人番号)カード出張申請サポートを実施』の確認が必要。</p>	<p>・サイトを開くと、10月に2カ所の会場に出張し、マイナンバーカードの新規登録のみの受付でした。                      ネットのニュースでは、マイナンバーカードの新規の受付手続きよりも、9月末の市民の来庁による混雑が予想される・・・。                      1)9月1日と9月17日。総務省が、マイナポイント未申請2千万人超 9月末期限、殺到の恐れ…の報道が。                      9月12日。マイナポイント申請は今月末まで”松本総務大臣呼びかけ…2000万人程度が未申請。                      ⇒参考に吹田市の未申請者は、何人ですか？                      2)9月8日。マイナカード申し込んだのに取りに来ない人、松戸市(人口48万人)で1万6657人。                      ⇒参考に吹田市の未受取り者は、何人ですか？                      3)吹田市のマイナポイントの支援ブースのサイトの記述に疑問点が。私には、開設日が理解出来ません。                      ・実施期間が、令和5年9月30日まで(祝日を除く)の記述。                      ⇒開設は、第2・第4土曜日ですが、9月30日(第5土曜日)は、支援ブースは開設されますか？                      ・開設は、第2・第4土曜日ですが、9月23日(第4土曜日・祝日)は、(祝日を除く)の記述が有り、開設されますか？                      ⇒添付画像                      ※総務省が、「マイナポイント申請期限9月末」…と何度も発信しているのに、吹田市の対応が何も見えません。                      ※人事室・広報課へ供覧願います。                       ※画像については、公表しておりません。</p>	<p>お問合せいただいた件について回答させていただきます。                      1)について、10月の出張申請サポートについては、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が進められており、マイナンバーカードの申請を希望される方の利便性向上のために実施するものです。                      2)について、マイナポイント対象者で、マイナンバーカード未受取りの方の人数については、市町村ごとの人数が国から公表されておりませんが、9月末申込期限のマイナポイント対象者の方へは、8月中旬までに勧奨通知を送付しており、臨時交付窓口の開設、窓口体制の強化を行っております。                      3)について、9月30日(土)は第5土曜日ですので、マイナポイント支援ブースは開設されませんが、9月23日(土・祝日)は開設されるため、「9月23日(土・祝日)は開設します」と追記いたしました。</p>	市民課	R5.9.19	R5.9.22
27	<p>東佐井寺公園(トンネル公園)の樹木伐採について</p>	<p>当方の住宅が公園の前にあります。ボール遊び禁止の公園にも拘らず毎日毎日、当方の住宅にボールが飛んで来ます。車にも壁にも当たり傷がつく事もあります。                      以前より、どうか対策して欲しいとご相談していると思います。なぜ、何の連絡も無しに家の前の樹木を2本も切ってしまったのですか？前にも増してボールが飛んでくる様になりました。車や壁もより一層傷が着く確率が上がりました。なぜこんな事をするのですか？これが吹田市の考えた対策ですか？1市民の1住宅など少々傷ついてもどうでも良いのですか？毎日とてもストレスです。                      何故私が声を荒げて毎日毎日、子供達に注意しなければならないのですか？どうか対策を考えて下さい。</p>	<p>今回伐採しました樹木につきましては、樹木健全度調査という専門家による調査の結果、腐食による倒木の可能性が高いとの診断結果が出たため、急遽伐採したのですが、2本の樹木を伐採したことにより、家の前が大きく開けてしまいましたことから、早急に対策を検討してまいります。</p>	公園みどり室	R5.9.12	R5.9.25

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
28	北千里駅ロータリーのバス停に救急車が止まっていたことについて	<p>9月20日17時15分頃、北千里駅のロータリーのバス乗り場(3番乗り場)前に救急車が駐車していました。</p> <p>バトカーや救急車等の緊急自動車はバス停に駐車していいのか?一般の人はバス運行時間にバス停の周り半径10m以内に駐車すると違反となるはずだが?</p> <p>もし救急車が特別扱いされるとしても、現にバスは運行しているからバスの運行の妨げになるはず。10分以上駐車していた。23分くらいにバスが来るようだが25分になってもまだ止まっていた。おそらくバスは救急車の前後に停車して乗降扱いをしたと思われる。</p> <p>この様子を動画撮影もしているが、吹田北1と書かれた救急車であった。</p> <p>交通違反であれば担当の消防署に嚴重注意、また違反でないならバスの運行に支障をきたすことについてどう考えているのか見解をお願いします。</p> <p>動画は写真は後ほど提供します。</p> <p>※動画及び写真については、公表しておりません。</p>	<p>救急自動車がバス停に駐車することは、大阪府道路交通規則で駐車禁止の規則等の対象から除外されており交通違反ではありませんが、バス乗り場以外に駐車可能な場所がある場合は、可能な限りバス運行の支障がない場所に駐車するよう努めるべきと考えております。ただ、特に緊急性がある救急事案の場合は、バス乗り場付近に駐車する場合がありますこと、御理解のほどお願いいたします。</p>	警防救急室	R5.9.22	R5.9.25
29	府道119号での迷惑なバイクの暴走行為について	<p>またまた迷惑なバイクの暴走行為です。</p> <p>9月24日23時頃、府道119号付近でバイクの暴走行為が発生しました。ブンブンブン、ブンブンブンという感じのコールの切り方でこの音だけで同じ人物であることはすぐにわかります。最近減ったのにまたやっています。</p> <p>吹田警察のパトロールの強化の上、検挙をお願いします。</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.9.25	R5.9.25
30	JR吹田駅北口ロータリーの密閉式喫煙所から漏れる臭気について	<p>私は吹田市在住の市民として、JR吹田駅前に設置されている密閉式喫煙所についての懸念を持っており、その内容を申し上げる次第でございます。</p> <p>当該の喫煙所は吹田市が運営しているとのことですが、近頃その密閉式喫煙所からたばこのにおいが漏れていることに気がついております。この状況は、所定の性能を満たしている密閉式の喫煙所としての機能が不足しているのではないかとこの疑問を持っております。</p> <p>もしこの喫煙所が性能基準を満たしているとの確認が取れるのであれば、その旨のご回答を頂きたく存じます。そして、万一性能を満たしていない場合や確認が取れていない場合は、再度の性能確認や改善の取り組みをお願い申し上げます。</p> <p>たばこのにおいが漏れているということは、非喫煙者の市民も副流煙を吸ってしまうリスクが考えられます。これは、私たち非喫煙者市民の健康を害する可能性があります。市民の健康を最優先に考える立場から、もし性能を確保できないのであれば、密閉式喫煙所の撤去を検討していただくと幸いです。</p> <p>公共の場での喫煙に関して何度か意見を申し上げておりますが、市のご担当者様への不満を持っているわけではございません。どうかその点、ご理解いただけますと幸いです。公共の場での喫煙を減少させ、スモークフリーな吹田市の実現を目指す取り組みには、心から賛同し、応援しております。</p>	<p>卒煙支援ブースのプラズマ脱臭機につきましては、毎月清掃、保守作業を委託しており、9月8日に実施の際に異常のない旨の報告を受け、職員でも確認を行いました。特に異常は発見できませんでした。</p> <p>上記の対応を含め、引き続き対応していく予定ですので、御理解、御協力くださいますようよろしくお願いいたします。</p>	環境政策室	R5.9.11	R5.9.26

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
31	府営吹田藤白台住宅3棟の自転車駐輪場で自転車カバーに油のようなものがかけられた器物損壊事件について	<p>9月15日早朝、府営吹田藤白台住宅3棟の駐輪場を見に行ったら、クロスバイクを見に行くとカバーに異変が。なんと自転車カバーにまた油のようなものが付着しているではありませんか！</p> <p>2年ほど前にも家族に言われ室内から下の駐輪場に置いていたところ、1週間ほどで油をかけられる被害に遭ったばかりです。今回も先月家族が室内の自転車が邪魔だと言い強制的に下に降ろされたので様子見をしていたのですが、また同じ被害に遭いました。不思議なのは私が持っている他の自転車2台には被害がないことです。おそらく3台の中で一番高価(時価10万円前後)なので嫉妬か個人的な逆恨みでしょうか？</p> <p>これはれっきとした器物損壊事件なので、吹田市側からも警察に通報の上、自治会に回覧やこのような事件があったという張り紙(バイクへのいたずらなどの張り紙は駐輪場に貼られています)そして自治会や行政が協力して予算をつけて駐輪場とエントランスに防犯カメラを設置してください。カメラの設置については何回も言ってます。でも一向に話が進展しません。</p> <p>早期に防犯カメラの設置をご検討ください。本当にガラが悪く事件も頻発しています。</p>	<p>御連絡いただいた内容について、自治会に報告させていただきました。議題に挙げ、掲示板・回覧で周知を行うかどうか及び防犯カメラの設置については、自治会で判断していただく内容となります。</p>	市民自治推進室	R5.9.19	R5.9.26
32	路上喫煙禁止地区における認知度が低い問題に対する対策のお願い	<p>JR吹田駅周辺は路上禁止地区に指定されており、違反者に対し過料を徴収できることが定められていることは、市民にも周知されています。しかし、市外からの来訪者や一部市民には十分認知されていないようです。9月の平日夜に観察したところ、10名以上の人間が禁止地区内で喫煙していました。条例を知った上での違反者も多くいると考えられますが、ご存じない方も含まれるかと思えます。</p> <p>そこで、条例に基づき路上禁煙であること、過料を徴収することの2点が十分伝わるように改善をお願いしたい。喫煙者の流入地点と、周知・警告のための表示を追加する位置を提案します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. JR吹田駅地下道出口 路上にプリントされていますが、階段を登り切った直後にあるため、下を向いて表示に気が付くものは少ない。出口目の前のガードレール上に掲示してはどうか。</li> <li>2. 駅北口バス停付近の円形ベンチ 円形ベンチで喫煙するものが多い。植え込み、ベンチ上、座った状態で目に入る位置に掲示してはどうか。</li> <li>3. バス停付近のベンチ 目の前のガードレールや、ベンチ上、街路樹付近に掲示してはどうか。バス停時刻表の下部に小さな表示があるが、はがれかけており、到底伝わるとは思えない。</li> <li>4. ブーメランストリート入り口 片山3丁目交差点の大通りに並行する横断歩道手前の路上にはプリントされている。しかし、問題はブーメランストリートへ流入する喫煙者に対する警告である。ブーメランストリート方面の路上、および、街灯支柱に掲示してはどうか。</li> <li>5. 北口前バス停近くのコンビニエンスストア前 自動車で吹田市に入り、コンビニで煙草を買った後に禁止地区内で喫煙するものがある。コンビニ前の横断歩道付近の目線の高さに警告看板を立ててはどうか。</li> </ol>	<p>公共サインはその場所を訪れる人々の多くの目にとまるものであり、公共サインの無秩序な設置は、時間が経過するにつれて情報の伝達、景観との調和、安全性、維持管理等の点で問題が生じる可能性がございます。</p> <p>また、サインは利用者の見やすさに配慮することはもちろんのこと、安全面にも配慮する必要があります。</p> <p>看板等の啓発掲示の次回更新の折には、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.9.19	R5.9.26

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
33	<p>続-54。7/4掲出の吹田市HP。『金婚夫婦の方へお祝状を贈ります』の簡便な申請方法を要望。</p>	<p>1) サイトを見ると、「金婚祝状申請書」の用紙は、市役所または各出張所(千里、千里丘、山田)で配布…との事。また申請書のダウンロードがサイトからもできる…との事ですが、ご夫婦の年齢は80才前後。歩行が体力的にもしんどい方がおられます。またプリンターを保有されていない方もおられます。          ⇒近隣の公民館で「金婚祝状申請書」のプリントアウトのサービスをされませんか。          2) 提出先は、市役所の高齢福祉室または各出張所の窓口、または郵送で提出。 ※ファクス、メールでの提出は不可…との事。          提出時は上記に加えて、郵送用の封筒・切手の用意が必要。誰か頼める方がおられたら良いのですが…          ⇒近隣の公民館での受付、または吹田市の電子申込みシステムの利用を考えて頂けませんでしょうか。          ※吹田市は、デジタル化を進めている中、少しでもネットの活用を導入して市民の方にデジタル化に慣れていただくのが良いと考えます。          ロコミ効果も期待できます。また電子データの場合は、一覧表の作成時にコピーが可能であり入力ミスが軽減。          3) 【案】他市では、電子申込システムに加えて、申請者が市役所に電話⇒申請書と返信用封筒を申請者に郵送⇒申請者は記入後返送…の2つの方法。          ⇒市民からすると、この方法が利便性あり。          4) 「金婚祝状」の昨年の実績数を教えて下さい。          5) デジタル化は、早くから言われている中、情報政策室は全部局に対してどのような指針・方向性を示されていましたか。          6) 18日は「敬老の日」です。後藤市長様の選挙公約が、『幸齢の日』の実現だった記憶が有ります。高齢者に配慮した市政運営を要望。</p>	<p>1～4及び6について          昨年度の金婚祝状の申請数は149件でした。          また、いただいた【案】のとおり、次年度募集より電子申込システムの導入及び電話での申請書送付依頼受付を実施する形で検討して参ります。          以上、引き続き高齢者に配慮した対応に努めて参ります。          (担当: 高齢福祉室)</p> <p>5について          情報政策室では全部局に対してデジタル化の実施を働きかけております。          (担当: 情報政策室)</p>	<p>高齢福祉室、情報政策室</p>	<p>R5.9.19</p>	<p>R5.9.26</p>
34	<p>南千里駅前広場での鳩への餌やりと虐待について</p>	<p>9月11日16時35～40分頃、南千里広場に鳩が5羽ほど集まっており、見ると上は白の柄物、下は青いズボンの70～80代くらいの老婆が餌やりをしていた。それだけならともかく、餌目当てに集まってきた鳩を足で蹴ったり追いかけたりして虐待していた。当方、証拠動画を撮影している。          インコを飼っているので絶対許せない。鳩がかawaiiそうだ。このように餌を与えられた鳥は人間を信用しているのに虐待とはひどすぎる悪行。鳥は見た目以上に知能が高い。知らない人も多いがインコなんかだと嫉妬もするほど知能があるのだ。          これは明らかな動物虐待なので、このような事案が起こらないよう警察の捜査の上検挙をお願いします。          後ほど動画は提供します。           ※動画については、公表しておりません。</p>	<p>鳩の餌やり等につきましては、その行為を規制する法令等がない状況であり、環境政策室として環境美化の観点から対応が限定的となります。関係機関に情報共有いたします。</p>	<p>環境政策室</p>	<p>R5.9.14</p>	<p>R5.9.27</p>

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日	
35	南千里のこもれび通りの歩道が狭すぎて危ない。ここはヨーロッパか。	最近、南千里の佐竹台に用事があったのですが、帰りに山田から帰ろうと新小川バス停まで歩いて行ったのですが、この佐竹台6丁目バス停から新小川バス停までのこもれび通りの歩道がとんでもなく狭かった。 しかもこの狭さのところを通る自転車までいて危険極まりない。危ないから自転車は広い車道を走ってくれ。見たところ車道を走っていた自転車は1台しかいなかった。 ほかはみんな5台ほどは歩道を走っており、私をスレスレで追い越していった。 なんでこんなヨーロッパみたいに狭いのか。ヨーロッパの街並みを参考にすればいいところを参考にしてほしい。悪いところを参考にしてもどうしようもない。 歩道の拡張など検討をお願いします。	御要望いただきました件について回答させていただきます。 当該道路の歩道を拡幅するためには、用地取得等が必要となることから、困難と考えております。 自転車につきましては、「吹田市自転車利用環境整備計画」において、当該道路は自転車通行空間の整備(自転車の車道走行を促すために車道左側端に矢羽根の路面表示を設置)を行う路線となっております。現在、対象路線の整備を順次進めているところです。	道路室	R5.9.19	R5.9.27
36	自主防災組織活動支援について	吹田市では自主防災組織に活動補助制度があると伺いました。 王子住宅自治会でも自主防災組織を立ち上げ、防災訓練や本年度は、吹田市消防本部から可搬式消防ポンプの借り受けをいただけることとなりました。 また現在、王子公園内に防災倉庫の設置を進めております。 王子住宅は連合自治会には参加していませんがこの場合どのような補助がいただけるのか、また、連合自治会に参加していない自治会は、なぜ補助を受けられないのか、ご説明下さい。	本市では自主防災組織への補助制度として、自主防災組織活動支援補助金と防災資機材給付を実施しています。 この2つの補助制度は対象が異なり、活動支援補助金は連合自治会単位で結成された自主防災組織、防災資機材の給付については、単一自治会単位で結成された自主防災組織となっております。 王子住宅自治会様におかれましては、本補助制度を御活用いただき、令和元年度の自主防災組織の結成時に資機材を給付しております。	危機管理室	R5.9.13	R5.9.28
37	北千里駅周辺での歩きタバコについて	9月14日18時30分頃、上は白と黒の縞模様、下は黒の40~60代くらいの男が北千里駅前の公社1棟からピアノ池方面に歩きタバコしていた。 公社2棟と4棟の間くらいで歩きタバコしていたが、最初は駅前の東第二自転車駐輪場でタバコの匂いがしたので、どこで吸っているか探していたところだった。すると、少し行ったところで男がタバコの煙を周囲にまき散らしながら歩きタバコしていた。	ご指摘箇所付近の公道の歩きタバコにつきましては、引き続き今後の喫煙マナー啓発活動の参考にさせていただきます。	環境政策室	R5.9.15	R5.9.29
38	続-57.吹田市HPに『秋の全国交通安全運動』の掲出が必要	・令和5年秋の全国交通安全運動は、9月21日(木)から30日(土)です。 ・吹田市HP(Top頁)の新着情報の9/1~9/18の間に掲出されていません。全国的な運動は、吹田市のHPに掲出されたら良いかと思えます。 他市では、日没の時間が早くなると、自動車の運転手による歩行者の把握が遅れて死亡事故となるケースが増えることから、運転手に対して早めのライト点灯や前照灯を上向きにする「ハイビーム」の活用、歩行者には反射材を身に付けることを呼び掛けの取組が。また学童保育の下校時刻は18時頃になり、危険度が増します。 ※吹田市は、「安心・安全のまちづくり宣言」をされています。 ※人事室・広報課へ供覧願います。	項目1について、ホームページ上では、8月31日より掲載されておりましたが、新着情報には掲載されておりませんでした。今後は、「全国的な運動」に関しては新着情報に掲載させていただきます。ご意見ありがとうございます。ありがとうございました。	総務交通室	R5.9.19	R5.9.29

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
39	<p>続-58。9月4日掲出の吹田市HP、『認知症支援に関する展示を行います』の改善提案(今後)。</p>	<p>・サイトを開くと、『1994年、「国際アルツハイマー病協会」が、世界保健機構(WHO)と共同で、毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」、9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、世界各地で様々な認知症の啓発活動が展開』…の記述が。          ・日本では、今年6月16日に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、広く認知症についての関心と理解を深めるため、第九条で9月は認知症月間、9月21日は認知症の日と定められました。          ⇒吹田市福祉部高齢福祉室は、認知症についての関心と理解を深めるため、日本の法律で決められた「認知症月間」「認知症の日」の行事名を採用されるのが良いかと思えます。          他市では、全国的に既に採用されています。          ⇒第五条に、地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。…の記述が有ります。          ・9月4日掲出の『認知症支援に関する展示を行います』の内容は、ビエラ岸辺健都での認知症の啓発活動が行われますが、日本での法律制定の背景・目的・概要などの紹介を吹田市全域に周知(含む市報9月号)をされたら良かった。          ・法制室は、行政に関わる法律の制定がされた時には、関係部局への通知が必要と思えます。</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>行事の名称について          貴重な御意見ありがとうございます。本市では、厚生労働省や大阪府のホームページ等を参考に世界的な取組である「世界アルツハイマーデー」及び「世界アルツハイマー月間」の名称を表記いたしましたが、本年6月16日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布されたことを受け、今後は「認知症月間」及び「認知症の日」の名称の併記についても検討してまいります。          (担当:高齢福祉室)</p> <p>認知症の法律制定の背景・目的・概要などの紹介について          頂戴いたしました御意見を踏まえ、市民の皆様へ「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の概要等も含めた認知症施策の周知・啓発に取り組んでまいります。          (担当:高齢福祉室)</p> <p>法律が制定された際の通知について          法律が制定された場合、その情報収集は当該法律に関する業務を所管する部署が行うものであり、法制室が法律の制定の情報収集を行い、関連する部署に通知を行うものではありません。          (担当:法制室)</p>	<p>法制室、高齢福祉室</p>	<p>R5.9.21</p>	<p>R5.9.29</p>
40	<p>学校行事の移動</p>	<p>今、阪急山田から千里山まで小学生が乗った。この時間、電車はガラガラ。同行の先生は「人が乗ってきたら、座れないから、座席の前は空けなさい」とばかりいっていましたが、誰が乗ってきたら、席を譲る事、お行儀良く座らせる事を教えては？ちなみに、つり革にぶらさがる行為は注意せず。急停止等もある訳だから、空いてる席には座らせていいと思いません。先生、もっと現状にあった臨機応変な指導しては如何ですか？</p>	<p>今回お寄せいただいた電車内における教職員の指導につきまして、確認の結果、本市小学校における学校行事の移動中の出来事であることが判明いたしました。乗車マナーと他の乗客の方や児童の安全を考慮した上で、状況に応じた対応をするよう、当該小学校へ指導しております。</p>	<p>学校教育室</p>	<p>R5.9.26</p>	<p>R5.9.29</p>